

埼玉県が実施する救急電話相談のご案内

共済組合が支払う医療費は、年々増加傾向にあり、その要因のひとつとして夜間や休日の診療にかかる時間外加算等があります。時間外等の加算がされた医療費は高額になり、自己負担分も共済組合負担分も増加します。そのため、毎年「医療費適正化対策事業」において適正受診のお願いをしているところですが、実際に急病になられたときの不安は大きいものと考え、その不安を解消していただくために埼玉県が実施しております「救急電話相談」のご案内を本組合のホームページに掲載しておりますのでご案内いたします。

多くの方に活用いただくことで、大変な状況にある救急医療の混雑緩和の一助となり、医療費の節減にもつながる取組みと考えておりますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

急な病気に
困ったら
埼玉県
救急電話相談へ
(24時間受付)

#

7

1

1

9

※ダイヤル回線・IP電話・PHS・都県境の地域でご利用の場合は ☎048-824-4199



音声案内が流れます

1 を押す



対象：中学生まで
小児救急電話相談

#8000 から
電話ができます

つながらない
場合は ☎048-833-7911

2 を押す

大人の
救急電話相談



3 を押す



医療機関案内
小児・大人に対応

- 医療機関の案内のみとなり相談は対応していません。
- 歯科・口腔外科・精神科のご案内はしていません。

※詳しくは、埼玉県公式ホームページをご確認ください。

自己負担額が0円でも、お子さんの医療費はタダではありません

医療保険者負担分
(7割または8割)

共済組合が負担

自己負担分
(2割または3割)

自治体が負担

医療費総額の
7割(または8割)を
共済組合が
負担しています



誤解されることも多いようですが、子どもの受診にも医療費は発生しています。医療費の7割または8割を共済組合が負担し、自己負担分を自治体が負担しているのです。

共済組合が負担する医療費に充てられている財源は、皆さまから納めていただいている掛金です。自己負担がないからといって、休日・夜間問わず気軽に医療機関を受診するのではなく、明らかに緊急を要する急病の場合以外は、まずは上記の救急電話相談を活用するなど、適正受診にご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先 保険課 ☎048-822-3306